

【別表】

第8期みよし広域連合介護保険事業計画策定業務プロポーザル評価基準

1 評価項目及び評価内容について

評価項目	評価内容			配点
全体評価	提案内容の的確性	仕様書を的確に踏まえ、明確かつ具体的に提案されているか。 事業を効果的・効率的に実施するための提案がされているか。	5	15
	提案内容の実現性	実施方法が具体的で実現性があるか。	5	
	事業への理解・知識	事業内容及び目的に関する理解・知識が十分にあるか。	5	
提案項目①	利用者ニーズを把握し、事業内容に的確に反映させていくための方法について、提案がなされているか。			20
提案項目②	提案事業者のノウハウや知識等を活かして創意工夫が見られ、効果が見込める提案がなされているか。			20
提案項目③	地域包括ケアシステムの構築について具体的かつ効果的な提案がなされているか。			20
業務実施面	業務実施体制	提案内容を実施できる人員が確保されているか。	5	10
		各行程ごとに妥当な時間配分がなされ、業務完了までの過程が明確にされている。	5	
	業務実績	本業務と同種・類似業務の受注実績があるか。		5
業務経費	価格点	10点×提案者のうち最も低い見積価格/提案者の見積価格=得点 ※小数点以下切り捨て		10

2 評価の方法について

- ① 各審査委員は上記の評価項目及び評価内容に基づき、提案者ごとに点数評価を行う。
- ② 各審査委員の持ち点（100点）を合算した値（満点）の6割を最低基準点とし、各審査委員の評価点を合算した値が最低基準点に満たない提案者は選外とする。
- ③ 各審査委員の評価点を合算した値が最も高い提案者を受託候補者として特定する。
ただし、評価点が同点の場合は見積書の金額が低い者を受託候補者とする。
- ④ 提案者が1者のみの場合で、各審査委員の評価点を合算した値が最低基準点を満たすときは、当該提案者を受託候補者として特定する。